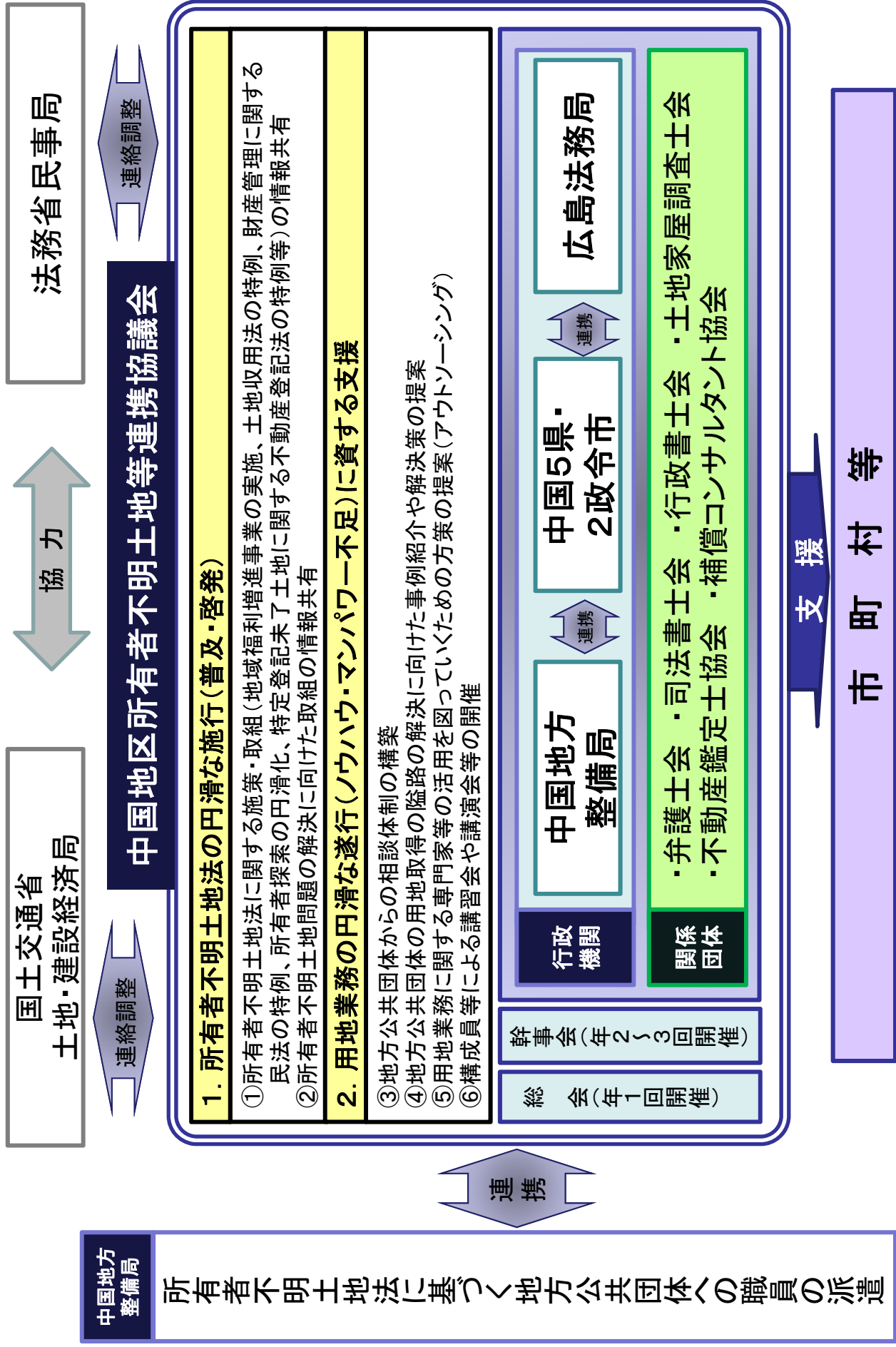


【別紙 1】

中国地区所有者不明土地等連携協議会活動について

中国地区所有者不明土地等連携協議会の概要



中国地区所有者不明土地等連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、中国地区所有者不明土地等連携協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う事業用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）に関して、支援等を行うことにより、用地業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法に関する施策・取組（地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例、財産管理に関する民法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例等）の情報共有
- 二 所有者不明土地問題の解決に向けた取組の情報共有
- 三 地方公共団体からの相談体制の構築
- 四 地方公共団体の用地取得の隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案
- 五 用地業務に関する専門家等の活用を図っていくための方策の提案
- 六 構成員等による講習会や講演会等の開催
- 七 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第4条 本会の構成員は、別表1に掲げる者及び総会で加入を認められた者とする。

(会長)

第5条 会長は、国土交通省中国地方整備局長をもってこれにあてる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

(総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

- 2 通常総会は、毎年1回会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

(幹事会)

第7条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成員は、会長が指名する。
- 3 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(ワーキンググループ)

第8条 幹事会は、各県毎に第7条第4項各号に掲げる事項のうち必要な活動を行うためのワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、中国地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、中国地方整備局用地部用地企画課長をもってこれにあてる。
- 3 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

(別表1)

中国地区所有者不明土地等連携協議会構成員

1. 行政機関

名 称	備 考
国土交通省中国地方整備局長	会長
国土交通省中国地方整備局用地部長	
国土交通省中国地方整備局建政部長	
法務省広島法務局長	
法務省広島法務局民事行政部長	
鳥取県県土整備部長	
島根県土木部長	
岡山県土木部長	
広島県土木建築局長	
山口県土木建築部長	
岡山市都市整備局長	
広島市都市整備局長	

2. 関係団体

名 称	備 考
中国地方弁護士会連合会理事長	
日本司法書士会連合会中国ブロック会会長	
中国不動産鑑定士協会連合会会長	
広島県行政書士会会長	
日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会会長	
(一社) 日本補償コンサルタント協会中国支部支部長	

平成31年3月11日

中国地区所有者不明土地等連携協議会幹事会構成員 各位

中国地区所有者不明土地等連携協議会会長

幹事会構成員の指名について

中国地区所有者不明土地等連携協議会規約第7条第2項に基づき、以下のとおり幹事を指名する。

中国地区所有者不明土地等連携協議会幹事

名 称	備 考
国土交通省中国地方整備局用地部長	座 長
国土交通省中国地方整備局用地部用地調整官	
国土交通省中国地方整備局建政部計画・建設産業課長	
法務省広島法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）	
法務省広島法務局民事行政部不動産登記部門統括登記官	
鳥取県県土整備部県土総務課用地室長	
島根県土木部用地対策課長	
岡山県土木部参与（用地担当）	
広島県土木建築局用地課長	
山口県土木建築部監理課長	
岡山市都市整備局道路部道路計画課長	
広島市都市整備局都市整備調整課長	
広島市道路交通局用地部用地監理課長	

中国地区所有者不明土地等連携協議会ワーキンググループ運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中国地区所有者不明土地等連携協議会規約（以下「規約」という。）第8条第2項に基づき、ワーキンググループの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員等)

第2条 各県ワーキンググループ構成員は、別紙のとおりとする。

2 各県ワーキンググループのグループリーダーは、幹事会の座長が指名する。

(会議等)

第3条 各県ワーキンググループの開催にあたっては、グループリーダーが招集する。

(活動内容)

第4条 各県ワーキンググループは、次に掲げる活動を行う。

- 一 特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例等の情報把握
- 二 所有者不明土地法関連情報の提供
- 三 用地業務における支援ニーズの把握
- 四 規約第4条に規定する構成員等による講習会・講演会の実施

(活動内容の報告)

第5条 グループリーダーは、活動の内容について事務局に報告するものとする。

附 則

この運営要領は、令和元年5月16日から施行する。

ワーキンググループ構成員

鳥取県ワーキンググループ

- 鳥取県県土整備部県土総務課用地室
国土交通省中国地方整備局（用地部門・建政部門）
法務省広島法務局（鳥取地方法務局）

島根県ワーキンググループ

- 島根県土木部用地対策課
国土交通省中国地方整備局（用地部門・建政部門）
法務省広島法務局（松江地方法務局）

岡山県ワーキンググループ

- 岡山県土木部
岡山市都市整備局道路部道路計画課
国土交通省中国地方整備局（用地部門・建政部門）
法務省広島法務局（岡山地方法務局）

広島県ワーキンググループ

- 広島県土木建築局用地課
広島市都市整備局都市整備調整課
広島市道路交通局用地部用地監理課
国土交通省中国地方整備局（用地部門・建政部門）
法務省広島法務局

山口県ワーキンググループ

- 山口県土木建築部監理課
国土交通省中国地方整備局（用地部門・建政部門）
法務省広島法務局（山口地方法務局）

○：グループリーダー

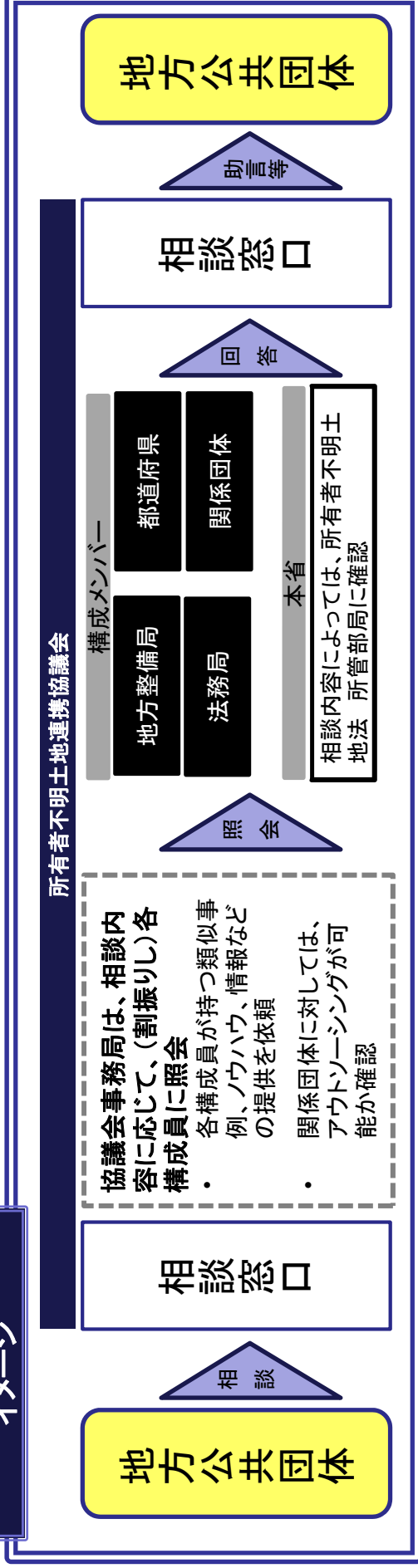
相談窓口の設置

- ・ 国、地方公共団体、関係団体が連携し、所有者不明土地法の施行事務及び地方公共団体が行う用地業務等の円滑化を図るため、中国地区所有者不明土地等連携協議会に**相談窓口**を設置します。
- ・ 相談窓口の一元化(ワンストップ体制)により、地方公共団体が抱える疑問・課題等のスムーズな解決を図ります。

相談体制

- ・ 中国地区所有者不明土地等連携協議会事務局である中国地方整備局用地部企画課が窓口を担当します。
- ・ 地域福利増進事業、収用手続の合理化など所有者不明土地法に新たに設けられた制度等に関するもの及び事業用地等の土地所有者等の探索など用地業務に関する相談を受け付けます。
- ・ 事務局は、構成員からの回答結果をとりまとめ、相談のあった地方公共団体に対し、助言及び担当部局等の紹介等を行います。
※関係団体への照会は、相談した市町村の意見を聞いた上でを行います。

イメージ



相談窓口

中国地区所有者不明土地等連携協議会 事務局
 国土交通省中国地方整備局 用地部用地企画課 支援係 Tel: 082-511-6447 FAX: 082-227-2759

背景・概要

<背景>

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により所有者不明土地が全国に増加しており、所有者等の探索が困難
- 地方公共団体においては、所有者の探索をはじめとする用地取得業務に関する専門的な知識を有する職員が不足が課題

<所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条>

地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

- ◆ 地方公共団体における公共事業等の実施の準備のため国交省職員が土地所有者等の探索の経験や所有者不明土地法に基づく探索方法を踏まえ、具体的な探索方法、留意点等について助言等を行います。
- ◆ 国交省職員の派遣期間については、日帰り～数日間とし、所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣します。（派遣する職員の旅費等は、地方公共団体の負担になります。）

派遣手続

